[事案 22-170] 契約無効確認·既払込保険料返還請求

・平成23年10月18日 裁定打切り

<事案の概要>

募集人から保険期間が10年との説明を受けて加入したが、実際は保険期間が9年となっていたことから契約は無効であるとして、既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成21年12月に、募集人の勧誘を受け保険に加入したが、下記の募集人の行為により、 本件契約は、消費者契約法に基づく取消、あるいは錯誤により無効であることから、既払 込保険料を返還して欲しい。

- (1)「保険料は月払いで5万円ぐらい」「保険期間は10年」等の加入条件を募集人に伝えていたものの、実際には保険期間は9年(66歳から75歳)になっていた。
- (2)保障内容が当初伝えた条件と異なっていたことから、募集人に解約する旨を伝えたところ、「契約後5カ月以内は解約も見直しもできない」と言われ、それでは保険期間を80歳までの保険に見直しをしたいことを伝えたところ、「2年未満の契約は見直しも転換もできない」と虚偽の説明を受けた。
- (3) 契約に際して、通帳、保険契約に使用した印鑑、約款等を募集人に預けていたことから、解約するため返却するように要請したものの、すぐに返却せずに解約を妨害された。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1)保険期間については、設計書を提示の上、75歳まで(9年)である旨説明している。
- (2) 申立人は、保険期間が75歳までであることを設計書、申込書等で確認して、書面に署名している。
- (3) 設計書、ご契約のしおり一定款・約款について、募集人は、申立人に手交した後、申立人から預かって欲しいとの強い依頼を受けて一時的に預かっていたことがある。
- (4)募集人が、契約後2年間は解約や見直しができないと説明した事実はなく、2年以内は 転換ができないが、見直しは一定期間が過ぎればできる旨を説明した。また、できれば 1年は解約しないで続けて欲しいとお願いした経緯はあるが、解約を妨害したような事 実はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書面等の内容に基づき、保険期間が10年との説明であったのに実際には9年であったことについて、消費者契約法に基づく取消、あるいは錯誤無効を主張する申立、及び解約妨害を理由とする不法行為による損害賠償の請求と整理し審理した。

しかしながら、本件は申込書等に明確に保険期間が記載されていることから、募集人の 口頭による説明に仮に誤りがあったとしても、消費者契約法による取消理由とはならず、 また、錯誤の存在も認定できず、仮に錯誤があったとしても、申立人には重大な過失があ り、無効を主張できず、また、解約妨害による不法行為について、申立書の記載事実のみではかかる書類等がなくとも解約はできることから解約妨害とはならず、解約妨害の不法 行為も認定できない。

但し、申立人は、上記申立書以外の文書に、申立書記載以外の事実を主張し、募集人の募集行為が不法行為となる旨の主張をしており、かかる文書に記載された事実は、保険契約上の紛争の範囲を超えており、証人尋問等の厳密な証拠調べを行わなければ判断できない事実を含んでいるが、裁定審査会はかかる手続きを有しないことから、本件は裁定審査会の手続きではなく、裁判手続きによって解決することが妥当と判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第32条1項(4)により、裁定手続を打ち切ることとした。